

令和4年第11回教育委員会会議

令和4年8月17日

午前 9時30分 開会

1 開会宣言

○廣瀬教育長 ただいまから令和4年第11回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告をお願いします。

○杉本教育総務課長 本日、杉田政策推進監は欠席でございます。また、報告事項、令和4年度の四日市市の20歳（はたち）を祝う会についての説明者としまして、森青少年育成室長に御出席をいただいております。

なお、本日、資料の差し替えがございます。机上に配付をさせていただいておりますが、資料右上に差し替えと記載のあるA4、1枚の委任事務の報告についての資料でございます。お手数をおかけいたしますが、差し替えをお願いいたします。

以上でございます。

○廣瀬教育長 傍聴者はお見えですか。

○伊藤教育総務課主幹 傍聴者はありません。

2 会議録署名者の決定

○廣瀬教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本会議の会議録署名者として、数馬委員と豊田委員とでお願いしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○廣瀬教育長 御異議がないようですから、提案どおり決定をいたします。

3 議事

○廣瀬教育長 これより議事に入ります。

本日の議事は、議案1件、協議事項1件、報告事項3件ですが、協議事項、令和4年度の四日市市の20歳（はたち）を祝う会について、報告事項の委任事務の報告、令和3年

度中に教育委員会が行った行政処分について、令和3年度決算について、令和4年8月定例会月議会補正予算については、今後、市議会等で審査、検討される事項等であるため、非公開で審議する必要があると考えます。皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**廣瀬教育長** 御異議がないようですから、後ほど非公開にて審議をいたします。

(1) 議案

議案第31号 四日市市英語指導員任用規則の一部改正について

○**廣瀬教育長** それでは、議案の説明に入ります。

議案第31号、四日市市英語指導員任用規則の一部改正についての説明をお願いします。

○**前田指導課長** 指導課、前田でございます。よろしくお願いたします。

それでは71分の3ページを御覧ください。

議案第31号としまして、四日市市英語指導員任用規則の一部改正についてをお願いいたします。

この改正につきまして、YEF、四日市市英語指導員の任用規則を一部改正するという内容でございます。中央の表を御覧ください。表の右側が改正前でございます。

対象となりますのは、自動車等運転の制限についての内容でございます。27条に「英語指導員は、任用期間中いかなる場合も、運転免許証が必要な自動車等を運転してはならない」というふうなことでございますが、これを、表の左側、改正後は、「英語指導員は、その勤務のために自動車等を運転してはならない。」といたします。結局、いわゆるプライベートのところでは認めるということになります。ただし、特別な事情がある場合においては、許可申請書に必要な書類を添付して提出し、所属長がこれを許可書で認めるときはこの限りでないというふうに変更するというものです。

この改正の背景や改正の特別な事情につきましては、後のページにて御説明申し上げます。

めくっていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。

5ページが提出する許可申請書になります。いわゆる英語指導員が提出するものでございます。

めくっていただきまして、6ページ。

これは認める場合の許可書、6ページのものを発行するということでございます。

7ページを御覧いただきますと、改正の背景について説明してございます。

本規則について、もともとJETプログラムというもので定められた招致外国青年任用規則を基に作成をしているところでございます。もともと、こちらのJETプログラムでは、職務に限り自動車等の運転について制限をしておりました。ただ、これまでのYEF、四日市におきましては、英語指導員の自動車運転について、いかなる場合も運転してはならないというふうにしていたところでございます。

このたび、令和4年4月から、英語指導員の任用期間が最大5年と、4年から5年に改正されました。日本での生活が長期化するということでありまして、その中で、予期せぬ病気やけが等により、日常生活において自動車等の運転を必要とする場合が生じることが考えられます。そのため、英語指導員が安心して日常生活を送れるように必要な規則を改正するというので、今回、御提案申し上げるところでございます。

改正の内容につきましては、先ほど申しましたとおり、運転の制限を任用期間中のいかなる場合というところから勤務時間に改正したというところでございます。

では、勤務時間中も一部認めるということにつきましては、次の8ページを御覧ください。内規としまして、特別な事情というところで2番に定めてございます。

(1) 公共交通機関等(タクシーも含む)の利用が困難な場合。けが等によって移動が困難になった場合でございます。

それから、(2)の、家族を持つ場合に、家族の事情等による場合ということで、介護や育児等で特別な事情が生じた場合ということで対応していきたいというふうに考えております。

当然、3番にございますように、運転につきましては、いかなる場合も日本の道路交通法を遵守するものとするというようなことで定めてございます。

以上が提案でございます。よろしく申し上げます。

○廣瀬教育長 ただいまの提案につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

○伊藤委員 今、四日市のYEFについては、JETプログラムから入れているというか、そこを利用して入れている指導員というのは何名いますでしょうか。

○前田指導課長 JETプログラムからですか。

○伊藤委員 はい。

○前田指導課長 JETプログラムからは8名でございます。

○伊藤委員 何名だからどうこうというのではないですけども、やはり、以前はロング

ビーチとの直接の話し合いで雇用していた中で、いろいろ、この規則等も時代に応じて変えられてきたという流れがあると思うんですが、JETプログラムからかなりの英語指導員を入れるようになってきたもんで、余計にJETプログラムそのものがつくっている招致外国青年任用規則、指導員、青年たちは、このハンドブックを見てこのプログラムに参加するとかどうこうということを決めたり、また、それで考えるというふうなことを聞いていたんですけども、それでいうと、運転については、ほぼJETプログラムに応じてということに、それに従ってと。年数も、もうJETプログラムと同じになっているし、ほぼそれに近い形で今後進めるというふうに理解していいんでしょうか。

○前田指導課長 そのとおりでございます。JETプログラムに合わせるというような形で、今回、変更するというようなことでございます。

○伊藤委員 もう少し聞かせていただくと、実際、国際化協会は、自動車を所有することについては任用団体の許可を必要としないというふうなことを言っていたと思うんですね。そういうことでいうと、四日市は、アパートもそれなりに契約して、それに伴っての任用になっていくと思うんですけども、車を所有したり運転するということは、プライベートであったとしても、やはりかなり青年たちに指導をとるか、話をしていかないと、何かあつては非常に困ったことにもなりかねないので、その辺り、指導も、こういう条件ではあるということで、車を所有することとか運転することについては、十分また理解できるように話をしていただけたらなというふうには思います。

○前田指導課長 ありがとうございます。まさにそのとおりでございます。勤務につきましては、今までも、基本的に公共交通機関や自転車を使って移動するということで、必要はないかというふうに考えておりますが、プライベートで持つとなりますと、例えば、自家用車として持つのであれば、車庫証明であったりとか、それから、万が一、事故等があった場合の対応、保険というところも必要になってきますので、その辺りについても丁寧に説明をした上で、どうするかというのを判断できるようにしていかななくてはならないというふうに考えております。

ちなみに、県内のいろいろな市町のところを確認しますと、多くが、JETプログラムと同様に、勤務時間以外は特に制限していないというところがほとんどなんですが、そこにおきましても、そのような説明をしていることで、実際に乗っている人はいないというふうな声もたくさん聞いておりますので、そのようになっていくのかなと思っております。

○伊藤委員 ぜひその点、よろしくお願いします。

○廣瀬教育長 四日市は公共交通機関や自転車で何とか通勤してもらっているんですけども、学校は、それほど公共交通機関が便利に使える位置にありませんので、通勤はなかなか困難というところがあります。以前、けがをしたY E Fが、公共交通機関で行くのがしんどいという事例もあったことからこういった検討をさせていただきました。御心配のとおり、自動車所有に関して、慣れない日本でいろいろな手続を自分でしてもらわないといけないですし、もちろん事故を起こさないような指導はこちらでも徹底してまいりますので、J E Tに合わせるという形で今回改正をしていきたいという提案をさせていただきました。特に御異議ございませんでしょうか。

御異議なければ、原案のとおり承認としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○廣瀬教育長 では、承認いたします。

(2) 協議

1 令和4年度の四日市市の20歳(はたち)を祝う会について【非公開】

○廣瀬教育長 これより、さきにお諮りしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方はお見えになりませんね。